

～ 平成 25 年 9 月 静岡県議会定例会 に対する質問 ～

質問者： 東堂 陽一 議員

質問日：2013/10/4 3 番目

会派名：自民改革会議

1 河川の津波対策について

答弁者： 知事

質問要旨： 「静岡県地震津波対策アクションプログラム 2013」では、レベル1 (ワン)の津波に対しては津波対策施設の整備で対応し、レベル2 (ツー)の地震に対してはハード対策とソフト対策を組み合わせた多重防御で対応することとしている。

津波被害に対する住民の不安感を少しでも取り除くためには、アクションプログラムの目標を一日でも早く達成することが肝心であり、出来るだけ早く、目に見える形で示すことが重要である。

直接海に流れ込む河川は、河口が開口部となっており、ここから津波が遡上していくと大きな被害を発生させることが予想され、海岸線と併せて対策をすることが必要である。

河川の津波対策について、38河川においてレベル1の津波を防御できる高さまでの堤防嵩上げや、水門の設置などを実施することが位置付けられているが、今後どのように整備を進めていくのか、県の所見を伺う。

答弁内容： 東堂(とうどう)議員にお答えいたします。河川の津波対策についてであります。

3・11が起こりまして、そして、内閣府の方から、昨年8月末に、いわゆる南海トラフの巨大地震が起こった場合には、本県だけで11万人余りの犠牲者が出るということがございまして、皆、驚いた訳です。

しかし、1978年から35年に渡って、いわゆるレベル1と東海地震に匹敵するものに対しまして、2兆円ものお金を投じまして、防災対策に努力してまいりましたので、防災先進県としての安心感は、皆様方、お持ちになってください。いたずらに不安がるということはないのであります。

また、河川の津波対策についても、さしあたって、勾配が急で津波が遡上する区間が短い河川に対しましては、堤防の嵩上げに加えて耐震補強等を行います。また、堤防嵩上げによる対策延長が長く、背後地に人家が連なっているなど嵩上げによる影響が大きい場合には、河口部への水門建設を基本とします。このように、地域の実情に合わせて整備をするということを方針と

しています。

本県におきましては、「地震・津波対策アクションプログラム2013(にせんじゅうさん)」において整備を位置付けられた河川のうち、今年度中に整備が完了する勝間田(かつまた)川を除く37の河川につきまして、対策工法の概略設計を今年度末までに実施いたしまして、経済性や実現性の観点から最適な工法を決定いたします。

これらの河川整備にあたりましては、市町や地元の住民の皆様にご丁寧な説明を行います。そうした地域の意向を踏まえ、現地に適合した対策を実施いたします。また、隣接する海岸堤防の整備や港湾、漁港の津波対策と連携を図りまして、地域が一体的に津波被害から守れるように取り組んでまいります。

私どもといたしましては、地域の皆様のご理解を賜りながら、速やかに事業実施し、津波に強い地域づくりを進めることで、県民の皆様方の不安の解消を図ってまいります。

1 河川の津波対策について【再質問】

答弁者 : 交通基盤部長

質問要旨: 県は津波対策についてはレベル1に対しては津波対策施設の整備で対応し、レベル2に対しては、施設整備などのハード対策とソフト対策を併せた多重防御により対応することとしているが、市町あるいは住民はレベル2の津波を直接防ぐ施設整備を望む声強い。

県と市町あるいは住民の間には考え方に大きなギャップがあり、これを取り除く説明と議論が必要だと考えるが、どう対応するのか伺う。

答弁内容: 河川の津波対策について、再質問にお答えいたします。

津波から命を守る、そのためには、津波を防ぐ施設の効果に過度に期待するのではなく、レベル2の津波はもとより、レベル1の津波に対しても、まずは、県民一人ひとりが迅速に素早く避難することが最も重要であると考えてございます。

こうした考えの下、津波を防ぐ施設につきましては、施設整備に必要な費用、それから、海岸の環境、利用に及ぼす影響等の観点から、レベル2の津波に対して計画高を大幅に高くすることではなく、レベル1の津波に備えることを基本に、越波しても機能が損なわれない粘り強さなどの配慮を加えて、整備を進めることとしているところでございます。

しかし、このレベル2に対する施設整備に対しまして、各地から望む声が

あることは承知してございますので、これらの基本的な考え方を県民の皆様
に丁寧に説明してご理解いただき、その上で、しっかりと地元の皆様とどう
いう形で整備していくかということ、全21市町と検討会を設けることで
進めています。

その中で、施設整備については行政は何を行うのか、また、避難など地元
の皆さんでできることと組み合わせて、レベル2の津波に対し一人でも多く
の県民の命を守ることを目標に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

2 太陽光発電の導入促進について

答弁者：知事

質問要旨： 私の地元である掛川市では、環境日本一のまちづくりを進めており、太陽
光発電の導入にも積極的に取り組んでいる。これまでに、市内すべての小中
学校に太陽光発電設備を設置しているほか、平成28年度までに一戸建て住
宅への太陽光発電設置率を2割にすることを目指している。

一方、県内では、昨年7月から始まった再生可能エネルギー固定価格買取
制度を契機として、新たに発電事業を行う県内企業が増え、1,000kW
を超えるメガソーラーの導入が進んでいる。

国の公表資料によれば、固定価格買取制度の設備認定を受け、本年5月ま
でに運転を開始したメガソーラーは9件、14メガワットとされており、最
近の報道によれば、浜名湖岸の花博駐車場跡地に県内最大となる40メガワ
ットのメガソーラーを建設する計画もあるとのことである。また、掛川市内
でも、県の協力を得て、農工団地内の未利用地に16メガワットのメガソー
ラーを建設する計画が進められるなど、民間の動きは活発化している。

県としても、これまで以上に太陽光発電の導入に力を入れていく必要があ
ると考えるが、太陽光発電の導入促進について、メガソーラーへの対応を含
めて、県の所見を伺う。

答弁内容： 続きまして、太陽光発電の導入促進についてでございます。

本県はご案内のように、日照時間が全国でトップでございます。このよう
な特性に最も合致している発電が太陽光発電でございます。したがって、そ
の導入を重点的に進めることにいたしました。個人住宅用設備の導入に対す
る助成、事業者向けの制度融資などに取り組んでいるところです。県内市町
におきましても、議員から只今御紹介がありました掛川市を筆頭に、住宅へ
の市町単独補助、学校・公有地への太陽光発電の導入など、官民を挙げて取

り組んでいるところです。また、民間事業者によるメガソーラーへの投資も県内各地において拡大しているのを喜んでおります。

こうした結果、平成23年2月23日、すなわち、3.11の1ヶ月ほど前に、私どもは、平成32年度までに、太陽光発電の目標を、30万kWとしておりましたが、昨年度、平成24年度に、目標を達成しました。すなわち、8年前倒しで達成したんです。

今後は、平成32年までに90万kWと言っておりましたけれども、そうではなく、これをさらに前倒しをいたしまして、平成29年度までに100万kWという新しい導入目標を設定いたしまして、太陽光発電の一層の推進を図ってまいります。

それで、この100万kWというのは、原発1基分です。これを、向こう4年の間に達成してしまおうという計画でございます。この目標達成のためには、引き続き、メガソーラーの設置が重要です。これからの民間投資につきましては、建設適地が限られていることに加えまして、固定価格買取制度の動向にも大きく左右されること、これが懸念材料であります。今後は、これまで以上に、住宅用の太陽光発電の一層の普及や公有地・公有財産への設備導入などが重要になってくると考えております。

このため、今議会にお諮りしております補正予算が成立した暁には、新たに「地球環境保全等に関する基金」を活用した避難所等への発電・蓄電設備の整備を進めます。また、空港事業用地等を活用いたしまして、民間活力による発電設備の整備に取り組んでまいります。さらに、金融機関との連携を進めまして、住宅用太陽光の普及啓発用リーフレットを共同で作成するなど、きめ細かな対応を図りまして、一極集中型から多極分散、小規模型の、ネットワーク型の、エネルギーの地産地消の、エネルギー体系の旧来型からの転換を図りまして、皆様方に安心して、エネルギーについてのご協力を賜りながら、このエネルギーの地産地消の実現に向けて努力してまいります。

以上でございます。

2 太陽光発電の導入促進について【再質問】

答弁者： 県理事（政策企画担当）

質問要旨： 太陽光発電については、メガソーラーは件数が少なくても発電量はけた違いに多い。民間の動きは活発化している。この状況を県として把握・情報管理しているか。

そして、メガソーラーの普及に、施策的に考えて、今まで以上に力を入れていくべきと考えるが、県の見解を伺う。

答弁内容： メガソーラーに関する再質問についてお答えいたします。

まず、メガソーラーの状況ということでございますけれども、先程、議員からお話のございました統計についても、国の方で出しておりますが、個別には、情報が出ておりませんで、県単位でしかございません。

そうした中で私達としては、メディアに載った情報ですね、そうしたものとか、あるいは土地利用にも関係してきますので、市町には情報が届いている場合もございます。そうしたものを、鋭意集めるというかたちで、今対応しております。ちなみに、平成25年度以降、現在建設あるいは計画がされているものだけで21件、11万5千kWという数字がございます。これは恐らく全てということではないと思っておりますけれども、そんなかたちで揃っております。

それから、メガソーラーの普及についてでございますけれども、これについては、固定価格買取制度が非常にやはり要因が大きくて、平成24年度に、42円というかたちで導入されまして、一気に投資が加速したと。今年度については、38円と、非常に下がりましたけれども、恐らくこれを引き続き維持していく、これは国の方の決定になりますけれども、それが大きな効果だと思っておりますが、それに加えて県としても融資制度を持っております。こうした中でメガソーラーも対象に利用をお願いをしているわけですが、これについては、100～200くらいということで、メガソーラーまでは対応するような要望がないということですので、やはり大規模のメガソーラーを投資する方は資金的にはそれほど問題ないのかなと。

そしたら県として何ができるのかということでございますけれども、もう一点、やはり静岡県、土地はあると申しましても土地利用が非常に高度化しております。そうした中で新しいメガソーラーを設置するためには、相当の土地が必要になってまいります。そうした中で、例えば富士山麓のようなどころについては、やはりこれは規制をしていきたいと思っておりますが、仮に建設適地がございますして、そうした中で土地利用の問題を解決しなければいけないということになった場合には、市町あるいは県として、そこで積極的に、その計画を実現するための支援をしていくという、こんな取組をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

3 東遠地域の道路網計画について

答弁者：交通基盤部長

質問要旨：掛川市街地の外縁部に設置されている工業団地へのアクセス道路として、東西方向は国道1号バイパス、国道1号及び東名高速道路があるが、南北方向は幹線道路が脆弱であるため、渋滞時には大型車両が生活道路に流れ込み、住民の生活が脅かされている状況にある。

また、新東名高速道路森掛川ICと掛川市街地を連絡する道路は県道掛川天竜線であるが、交通が集中し渋滞した際には、車両が生活道路に入り込み、住民から、振動や騒音に対する苦情が数多く寄せられている状況である。

これらの課題を踏まえ、通過交通を排除することにより、地域の住環境の向上や住民の安全を確保するため、掛川市街地を環状し、さらに新東名高速道路森掛川ICまで連絡する新たな道路の必要性について、県の見解を伺う。

答弁内容：東遠地域の道路網計画についてお答えいたします。

東遠地域のうち掛川市の市街地周辺では、新東名高速道路をはじめとする東西交通軸に比べ南北交通軸や環状道路が脆弱であることから、道路交通体系の再構築が必要であると認識をしているところです。

そこで、県では、国及び市とともに東遠都市圏総合都市交通計画検討会を設置し、平成22年度及び23年度の2箇年で、中長期道路網計画のハード施策とともに、交通需要管理等のソフト施策を盛り込んだ、総合都市交通マスタープランを策定いたしました。

このマスタープランでは、東名掛川インターチェンジと東部工業団地を結ぶ都市計画道路である掛川東環状線、また、新東名森掛川インターチェンジと国道1号バイパスを結ぶ構想路線である掛川西環状線を、広域交通拠点へのアクセス機能及び防災機能の強化の観点から、長期的に必要な道路として位置付けております。

掛川市では、国及び県が参画する掛川市環状線整備研究会を設置し、東西の環状道路の計画及び整備手法の検討を行っているところであり、県といたしましては、この研究会を通じ、掛川市と共にマスタープランの早期実現に向けて、取り組んでまいります。

以上であります。

4 イノシシ被害対策への取り組みについて

答弁者：経済産業部長

質問要旨：平成24年度の本県における野生鳥獣による農林産物への被害金額は、4億7千万円と平成23年度の5億7千万円から1億円減少しており、近年で被害金額が最も大きかった平成21年度の7億円の3分の2まで減少しております。

被害の内容を見ますと、本県ではイノシシの被害が全体の4割以上となっており、私が住む掛川市では、平成24年度の被害金額の約7割がイノシシによる被害が占めておりますことから、イノシシへの対策が重要と考えています。

このようなことから、これまで取り組んできた、柵等による防止策をさらに推進するとともに、効果的な捕獲に取り組むため、イノシシの生態を研究し、これを踏まえた総合的な対策を検討する必要があると考えます。

そこで県では、これまで実施したイノシシ被害対策に加え、今後どのような対策を実施していくのか伺います。また、今年度から、森林・林業研究センターにおいて、「イノシシと戦う集落づくりと森林づくりに必要なシカ管理に関する研究」を開始したと承知しておりますが、イノシシに関して、どのような研究を行い、その成果をどのように活かしていくのかについて、県の所見を伺います。

答弁内容：イノシシ被害対策への取り組みについてお答えいたします。

県では、市町に対してイノシシの侵入防止柵やわなの購入の支援を行うとともに、その設置等の技術指導ができる人材を確保するため、研修会を開催し、これまでに16市町、17農協などの職員181人を「鳥獣被害対策総合アドバイザー」として養成しております。

また、捕獲を推進するため、今年度から3年間、捕獲者に対して経費の一部として、イノシシについては一頭当たり7千円を補助するほか、捕獲後の処理が重要であることから、イノシシの解体技術の研修の実施や獣肉処理施設の整備に対する支援などに取り組んでまいります。

さらに、今年度から森林・林業研究センターにおいて、イノシシを効率的かつ安全に捕獲し処理するための研究を開始しました。具体的には、自動撮影カメラやイノシシに取り付けたGPSにより、その行動範囲や活動時間、餌場などを明らかにし、経験に頼っていたわな具や侵入防止柵の設置を、より効果的にできるようにしてまいります。また、繁殖を抑制するためには、親となるイノシシの捕獲を進めることが効率的であることから、確実に捕獲し、かつ使用者が安全、簡単に設置できるわな具を民間企業と連携して開発

してまいります。

県といたしましては、この研究で得られた成果を速やかに普及するとともに、市町や関係団体と連携して、より効果的で総合的なイノシシの被害対策に取り組んでまいります。

以上であります。

4 イノシシ被害対策への取り組みについて【再質問】

答弁者：経済産業部長

質問要旨：イノシシ被害への対応から捕獲したイノシシの処分をどうするかなど、課題は山積みになっています。迅速で積極的な対応を要望致します。今回の対策を踏まえて被害対策の目標値、被害金額の設定は変更されるのか、どう考えるのか伺います。

答弁内容：イノシシ被害対策の再質問についてお答えします。

県では、鳥獣被害対策を総合的に効果的に強力に進めようということで、平成23年度に関係部局で組織しております鳥獣被害対策推進本部を設置して、「野生鳥獣被害緊急対策アクションプログラム」を策定しました。その中で目標数値、平成25年度の目標を4億6千万円、アクションプログラムの最終年度でございます平成26年度に4億円に定めたところでございますが、議員のお話にございましたように、農業者をはじめみなさまの多くの御協力によりまして、平成24年度が4億7千万円ということで1年前倒して目標達成に近づいている状況にございますので、この被害金額の目標値についても見直してまいりたいと思っています。

以上でございます。

5 浜名湖花博2014の開催について

答弁者：経済産業部長

質問要旨：2004年（平成16年）に浜名湖ガーデンパークで開催された「浜名湖花博」は大成功を収めた。その成功の陰には、多くの県民が会場運営に関わったことがある。ボランティアで活躍した人たちの中には、浜名湖ガーデンパークのボランティアとして継続して活動している人も大勢いる。多くの県民が、前回花博で大きな感動と貴重な体験を得ており、浜名湖花博2014に大きな期待を持っていると思われる。

前回花博以降に流れた時間の経過を超え、すべての世代で楽しめるイベン

トにするため、今回も園内ボランティアや花壇づくりなど、多くの県民が参加できる仕掛けづくりが必要と思われる。

「浜名湖花博2014」開催まであと半年となったが、県全体や近隣県に対してのPRが一層必要だと感じる。

全県をあげて浜名湖花博を盛り上げていくために、今後、どのように広報や事業を展開していこうとしているのか伺う。

答弁内容： 浜名湖花博2014の開催についてお答えいたします。

浜名湖花博2014は、「『参加』と『協働』による交流と多様な試み」を開催方針に掲げ、県民参加による花と緑の祭典を目指しております。

具体的には、小中学生や市民などによる庭園や花壇づくりを始め、ハンギングバスケットなどのコンテストへの参加、さらに、植物の管理や会場案内のボランティアなど、多くの県民が参加できるよう、様々な企画を準備しております。

また、広報につきましては、浜松のご当地女性アイドルグループを応援大使に任命し、キャンペーン活動を展開するとともに、前回花博で人気を博した「のたねと仲間たち」を公式マスコットキャラクターに起用して、県内各地の催しでPRに活用しております。

今後は、県民だよりなどあらゆる広報手段の活用、12月の名古屋モーターショーや2月のスカイツリーイベントなどへの出展、新聞・テレビ等による開幕直前の集中的なPRなど、県内はもとより近隣各県や首都圏に対しましても、今まで以上に広報を強化してまいります。

浜名湖花博2014の開催まで残すところ約半年となりましたが、多くの県民に参加していただき、共に創り、盛り上げ、将来に向けてつなげていく、花と緑の祭典を目指し、開催準備を進めてまいります。

5 浜名湖花博2014の開催について【再質問】

答弁者： 経済産業部長

質問要旨： 花博には大勢の人が集まり、大変楽しみなことである。その中で年配の皆様も大勢来るため、会場内が歩きやすいということが大事であるし、ちょっとした日陰やベンチなども含めて、休憩施設が足りないことが往々にしてあるので、これらのことには十分配慮してほしいが、どうなっているか、どう考えているか。また、机の上だけでなく、実際に会場内を歩いて自分の足で確認することが大事と思うが、どう対応するか伺う。

答弁内容： 多くの来場者にゆっくり楽しんでいただくためには、休憩施設は大変必要なものと考えております。特に、ガーデンパークは、総面積が56ヘクタールと大変広く、お客様に3時間程度楽しんでいただきたいと思いますので、この休憩施設は不可欠と考えております。

今現在、花博の目標入場者数を80万人と考えておりまして、中でも多くの皆様が来る休日、日曜日や祝日にでも対応できますように、これまでのイベントの経験例を活かしながら、ベンチ、休憩施設の必要数を計算するとともに、職員自ら会場を歩き、来園者の目線に立った休憩施設を確保するように準備を進めているところであります。

6 誇りを持って、気高く、他人を思いやれる優しい人をつくるために

(1) 心の教育

答弁者： 教育長

質問要旨： 誇りを持って、気高く、他人を思いやれる人間になるために県の教育行政は何ができ、どんな施策や取組を行なうのか。今年度策定する第2期静岡県教育振興基本計画で新たな方針を検討していると聞く。

教育委員会として、今後、子どもたちや青少年の心の教育について、どのように取り組んでいくのか、教育長の考えを伺う。

答弁内容： 誇りを持って、気高く、他人を思いやれる優しい人をつくるためのうちの、心の教育についてお答えをいたします。

県教育委員会では、心の教育に様々な観点から取り組んでおります。具体的には、全ての小・中学校において、道徳教育推進教師を任命し、指導体制を強化するとともに、児童生徒が自分の心と語り合うための教材「心のノート」を、道徳の時間や特別活動で活用しております。

また、高等学校におきましても、道徳教育の実施計画を各学校で作成するなど、学校における教育活動全体を通して、道徳教育の充実に取り組んでいるところでございます。

また、通学合宿や「大地に学ぶ」農業体験、社会貢献活動などの教育活動を通して、小学生・中学生・高校生などが共に活動し、学校外の方々とも関わり合う中で、思いやりや協調性を育み、子どもたちが人間関係を構築していく力を育てることに努めているところであります。

さらに、3歳児や小・中学校入学前の子を持つ親に「徳育実践事例」のリーフレットを配布したほか、来年度からは、学級懇談会等で、親同士が子どもとの関わり方などを話し合うための手引となるワークシートを導入する

など、保護者の方々の心の教育の啓発にも取り組んでまいります。

現在策定中の第2期県教育振興基本計画におきましても、引き続き、有徳の人づくりを基本目標とし、本県の将来を担う子どもや青少年が、優しく、思いやりのある大人に成長できますよう、学校、家庭、地域が連携して、社会総掛かりで心の教育を推進してまいります。

以上であります。

6 誇りを持って、気高く、他人を思いやれる優しい人をつくるために

(2) 徳のある人づくりの浸透

答弁者：文化・観光部長

質問要旨： 子供への虐待や、ハラスメントなどが年々増加する状況下で起きている、昨今の子どもをめぐる事件は、周囲の大人の責任であると言っても過言でないと思っている。

誇りを持って、気高く、他人を思いやれる優しい子供を育成するためには、周囲の大人がそれぞれの役割をきちんと担い、子供たちの手本となって、社会全体で人づくりをしていくことが重要であると考えます。

県では、人づくりの重要性を早くから認識し、現在は「徳のある人」づくりを推進しているが、県民にどれだけ浸透しているかわからない。具体的に、「徳のある人」づくりをどのように浸透させていくか伺う。

答弁内容： 誇りを持って、気高く、他人を思いやれる優しい人をつくるためのうちの、徳のある人づくりの浸透についてお答えいたします。

子どもたちを将来の良き担い手として育てるためには、子どもたちの身近な所で手本を示し、行動することができる徳のある大人が増え、家庭や地域の教育力を高めることが重要であります。

このため、県では、平成12年以来、幼稚園や小学校の保護者や地域の方々を対象に開催される「人づくり地域懇談会」に、子育て支援や児童健全育成などの活動に取り組んでいる「人づくり推進員」を派遣し、家庭や地域における子育てや人づくりの助言をしていただいております。

この地域懇談会の教材として作成した「人づくりハンドブック」では、「七つ誉めて三つ叱れ」や「これだけは言ってはならない12の禁句」など、子どもへの接し方や家庭のしつけのヒントを具体的に分かりやすくまとめられており、参加者からは大変好評を得ております。

また、保護者と子どもが一緒になって「家庭での人づくり」に取り組むため、月ごとに「げん気のいいあいさつ」や「ありがとうの気持ちをお返しに」

といったテーマを載せた「人づくりチャレンジカレンダー」を小学校1年生全員に配布しております。

こうした取組の成果として、例えば袋井市では、遊び場で子育て相談を行う「あさば子育て広場チュンチュン」、焼津市では、壊れたおもちゃを「治す」ことで子どもたちの豊かな心を育む「おもちゃ病院Y a i z u」など、自主的な人づくり活動の取組が県内各地に広がりつつあります。

今後は、市町や人づくり活動を行っているNPOなどとの連携を深め、県内各地で芽生えている自主的な人づくり活動を一層活発化させることで、徳のある人づくりを家庭や地域に浸透させてまいります。

以上であります。

6 誇りを持って、気高く、他人を思いやれる優しい人をつくるために

(2) 徳のある人づくりの浸透【再質問】

答弁者 : 知事

質問要旨: 何事においても求められるのは先ずは人材だと思っている。そして、それ以前に安全で平和な社会を作るのは、私たち一人ひとりであり、その根本は心のあり方だと思う。

先程述べた様な異常な事件に、衝撃を受けて、危機感を感じているため、今ここでしっかりと対策を講じる時期だと思う。

心の教育は子どもだけの問題ではなく、大人の問題でもある。県民全体の問題として捉えなければならない。

心の教育に関しては、知事部局や教育委員会という垣根を越えて、新たな枠組みを考え、県全体として、知事がリーダーシップを発揮し、県民運動の様なものに出来ればと考えているが、このことについて、知事の考えを伺う。

答弁内容: 心の教育についての御質問ありがとうございました。

教育長も御答弁いたしましたように、教育委員会あるいは教育者だけではなく、オール静岡、社会総がかり、地域グループということはこの場で何度も教育長が御答弁申し上げております。

言い換えると、何度も東堂議員が言われましたごとく、大人が手本とならねばならんということをごさいますて、教育問題は、学校あるいは教育委員会に責任を着せるのではなく、自らが子どもに背中が見られているんだというそういう意味で、自らを律するために何かやはり規範を持たねばならん、私はそういうときに、富士山がそれではないかというように思うのでございます。富士に恥ずかしくないようなそういう心を持つと、富士に恥ずかしく

ないような地域づくり、富士に恥ずかしくないような国づくり、そういうその基本を目に見える形で持つのがいいのではないかというふうに思っております。

ですから、これからは、教育委員会だけではなく、文字通り、ふじのくに一人ひとりが先生だと、子どもにとってお手本となるように大人が手本を示すと、自らが手本として恥ずべきことはないかどうかと、というのを富士に対して堂々とまっすぐに向かえるかどうかというようにすることを通して、己の徳を磨いていくということにしていきたいと思います。

そういう意味におきまして、今の議員の御示唆を得てですね、教育委員会から教育の問題を開放して、県民全体で、この地域のこれからの人材を作り上げていこうというように思った次第でございます。

ありがとうございました。